

全養協通信

平成23年2月21日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

今号のトピックス

「児童福祉施設最低基準」改正に関する報道について ～「児童養護施設の職員増」実現には、まだクリアすべき課題があります～

1月17日の共同通信配信記事、翌18日には東京新聞および各地方紙朝刊に「児童養護施設指導員・保育士を増員」「児童養護施設の職員増」とする見出しと記事が掲載されました。また同日、細川律夫厚生労働大臣が「児童養護施設の職員増員を検討している」との記者会見報道が行われたことにより、児童養護施設にかかわる方々には、今すぐに児童福祉施設最低基準の改正が行われ人員配置基準が見直されると受け取られた方も多かったことと思いますが、その実現にはまだクリアすべき課題があります。

児童養護施設を含む児童福祉施設の人的基準や設備基準は、厚生労働省令である「児童福祉施設最低基準」（以下、「最低基準」）によって定められていますが、現在、最低基準が論点となっている制度政策課題は次の2点です。

- ① 地域主権(地方分権)改革にかかわる「最低基準の条例移譲」の課題
- ② 子ども・子育て新システム検討における「子ども・子育て支援施策にかかる質の改善」の議論にかかわる課題

このうち、①はすでに昨年国会に上程され、継続審議となっている「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（地域主権改革一括法案、以下「法案」）」にかかわるものであり、平成23年通常国会（第177回）で審議される可能性があることから、比較的「短期」の課題であるといえます。

②については、内閣府担当のもと、子ども・子育て新システム検討会議作業グループにおいて3つのワーキングチームが設置され、制度設計の検討を行っている内容にかかわるものです。子ども・子育て新システムは、すべての子どもを対象に幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築をめざした制度改革として、今国会での法案提出、平成25年度施行を予定しています。しかし、制度内容や恒久財源の確保など課題が山積しており、「中長期的」な課題です。

報道されている「児童養護施設の職員増」は、この「②子ども・子育て新システム検討」に係るものであり、その具体的な検討は、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下「社会的養護専門委員会」）の場で進められています。児童指導員や保育士など、児童養護施設で直接養育を担う職員の不足は現場にとって喫緊の課題であり、全養協もこれまで「児童養護施設のあり方検討プロジェクト」「養育単位の小規模化プロジェクト」提言をまとめ、社会的養護専門委員会などで配置基準の見直しなどを訴え続けています。

各会員施設におかれましても、これらの状況をふまえ、今後の全養協活動へのご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

1. 社会的養護に係る最低基準の『当面の見直し』案が示される ～厚生労働省・児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会～

◆ 社会的養護専門委員会と連動して諸課題を検討

厚生労働省では、児童養護施設をめぐる報道や世論をふまえ、社会的養護の課題について短期的に解決すべき課題や、中長期的に取り組む将来像を含め集中して検討を行うため、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会（以下、「課題検討委員会」）」（委員長：柏女霊峰淑徳大学教授）を設置しました。

課題検討委員会は小宮山洋子厚生労働副大臣の出席のもと、1月28日に第1回、2月15日に第2回委員会を開催しました。本会からは、藤野興一副会長と武藤素明制度政策部長が委員として参画しています。課題検討委員会は、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下「専門委員会」）における検討と連動して進められます。

◆ 制度課題への対応は、実施段階別に検討する方針

1月28日の第1回課題検討委員会では、社会的養護関係者で構成される各委員からの課題提起と、最低基準の当面の見直し検討項目案、里親委託ガイドライン素案、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の実施要綱改正検討事項などについて協議、意見交換が行われました。

第2回課題検討委員会では、第1回の議論をふまえて「①早急を実施する事項（平成23年4月～）」「②平成24年度予算案に反映させる事項」「③平成25年度以降の『子ども・子育て新システム』本格施行時に、財源も含めて確保したうえで実施する事項（前述の基本的な人員配置基準の見直し等）」の3つ（3段階）の視点で議論が行われました。

◆ 今後、社会的養護専門委員会(3月予定)で実現に向けた検討を実施

最低基準の当面の見直しをはじめとする「社会的養護の充実のために早急を実施する事項」については、この課題検討委員会の協議をふまえ、3月に開催予定の社会的養護専門委員会で審議を行い、省令や実施要綱などの改正が行われます。

課題検討委員会は、今後2回程度の開催が予定されており、社会的養護の課題と将来像について議論を深め、社会的養護専門委員会で方向性をとりまとめることとしています。

課題検討委員会の資料は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

掲載ページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000a11v.html>

「厚生労働省トップページ」→「お知らせ（審議会・研究会等）」→「上記以外の検討会・研究会等」→「雇用均等・児童家庭局」→「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」（※ ページの最下部になりますのでご注意ください）

2. 23年度は児童養護施設入所児童を「子ども手当」の支給対象に ～厚生労働省・全国児童福祉主管課長会議を開催(2月10日)～

2月10日、厚生労働省において標記会議が開催されました。最初に石井淳子内閣官房審議官(雇用均等・児童家庭、少子化対策担当)から、「平成23年度児童福祉関係予算案では、総合的な子ども・子育て支援の推進のために、前年度より1.2倍増の2兆7,738億円を確保した。子ども・子育てビジョンの達成に向けて、保育所待機児童解消を目的として4,100億円、要保護児童家庭対策についても、児童養護施設の小規模化の推進、児童相談所の専門性の強化など社会的養護を充実させるための経費として859億円を計上した」との説明がありました。

◆ 「平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案」のポイント

会議では、平成23年度の子ども手当の支給に関わる上記法律案が、1月28日の閣議決定を経て国会に上程されていることが説明されました。

内容は、3歳未満の子どもについては7,000円増の一人月額20,000円支給、子どもの国内居住が支給要件、児童養護施設の入所児童について、施設の設置者等に支給する方法で子ども手当を支給する、などが示されました。

また、児童養護施設の入所児童への子ども手当の支給に関する主なポイントとして次の説明がありました。

- 児童養護施設の入所児童への支給については6月分から適用する。(実際の支給は6～9月分をまとめて10月に)
- 各自治体の手続きでは、都道府県から児童の居住市町村へ措置決定を通知すること、居住市町村においては受給権消滅処分を行うこと、施設所在地の市町村が認定事務を行うことなど、若干複雑な手続きとなっている。
- 施設長・里親を子ども手当の管理者とする(父母に財産管理権がないことを明らかにする)方法として、民法830条の意思表示が利用できると考えている。
- 認定請求書を審査する際に、費用負担区分を把握するために子どもを措置した都道府県に対して、保護者がいないか、児童福祉法第28条による措置かを確認する必要がある。

◆ 児童養護施設(本体施設)の小規模化、高機能化を推進

雇用均等・児童家庭局の高橋俊之家庭福祉課長からは、会議資料 P197～199(各施設に別便にてお送りしています)にそって説明が行われました。児童養護施設にかかわる主な内容は次のとおりです。

- 施設の小規模化、施設機能の地域分散化の推進については、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月)において、平成26年度までに目標としている小規模グループケア(800か所)、地域小規模児童養護施設(300か所)を推進する。
- 今後の方向として、児童養護施設などがファミリーホームの開設支援や施設機能の地域分散化をはかりながら、本体施設(本園)の小規模化、高機能化をはかる。そのために、次の運用改善をはかる(4月から実施予定)。

小規模グループケアの定員要件の弾力化

児童養護施設では「原則6人」⇒「原則6人～8人」

小規模グループケアのグループ数要件の弾力化

「1 本体施設 2 グループまで（一部 3 グループまで指定可能）」⇒「1 本体施設 2 グループまで。ただし本体施設のすべてを小規模グループ化、ファミリーホーム推進による地域分散化、里親支援等の要件により、6 グループまで指定可能」

地域小規模児童養護施設の設置要件の弾力化

既存定員に追加して設け、本体施設の入所率 90%以上要件の廃止。
1 本体施設につき原則 1 か所、とくに必要な場合は 2 か所。

全養協の動き

3. 児童養護施設をめぐる現状と課題について国会議員と懇談

本年初めからの報道等により、児童養護施設をめぐる社会的な関心が高まるなか、社会的養護・児童養護施設にかかわる国会議員の学習会が開催されました。全養協ではこれらの学習会で児童養護施設の現状と、子どもの養育・自立に向けた課題、あわせて職員配置・勤務条件等の課題を報告し、議員と懇談しました。

(1) 民主党「子どもの貧困問題を考える民主党議員の会」勉強会（1月18日）

全養協から山口俊輔副会長、武藤素明制度政策部長が出席。山口俊輔副会長から「この機会に社会的養護全体の底上げをはかることが重要」とのあいさつの後、武藤素明制度政策部長から、「精神的なささえを必要とする子どもが増加するなか、職員のかかわりと愛情が求められているが、一方で職員が疲弊している。自立後も子どもをサポートできる仕組みづくりが必要」との課題を報告しました。

(2) チャイルドライン議員連盟勉強会（1月20日）

超党派の議員連盟として、当日は民主・自民・公明・共産・社民の各党議員が出席。全養協から土田秀行副会長が出席し、「子どもの養育の質の向上をはかるためには、職員が長く勤めることができ、また資質向上を進めることのできる児童養護施設の仕組みを実現することが重要であり、恒久財源の確保は不可欠」と課題を提起しました。

全養協の動き

4. 全国児童養護施設中堅職員研修会を開催（1月31日～2月2日）

全養協では、1月31日（月）～2月2日（水）の3日間、東京都渋谷区「国立オリンピック記念青少年総合センター」で、平成22年度全国児童養護施設中堅職員研修会を開催し、全国各地から200名を超える中堅職員が参加しました。

研修初日は厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の森泉摩州子専門官の行政説明と、吉田隆三全養協副会長による基調講義が行われ、続いて、法政大学名誉教授・至誠学園統括学園長の高橋利一氏より「児童養護施設における養育の本質とは何か～『この子を受けとめて、育むために』から学ぶ～」をテーマに講義が行われました。

2・3日目は「援助の具体的な方法から問題解決技法、会議の技術まで」と題した講義・演習プログラムが行われ、コモンセンス・ペアレンティング日本版の作成者でもある神戸少年の町施設長の野口啓示氏と、情緒障害児短期治療施設あゆみの丘副施設長の堀健一氏の指導のもと、子どもとのかかわりの場面において生じる具体的な課題と対応を学ぶ演習が行われました。

参加者からは、「実際に現場に持ち帰って役立つ演習内容で、時間があっという間に過ぎた」「園内で日常的に起こりうる具体例を用いて、職場ですぐに実践しようと思えるものばかりでした」などの評価が寄せられました。

お知らせ

5. 鯉淵記念母子福祉助成事業の募集が締切間近です(2月28日) ～ 入所している母子家庭の児童の進学を支援します ～

今年度で5回目となる標記助成事業は、「母子生活支援施設等に入所する子等への就学資金助成」として、児童養護施設に入所する母子世帯の子を対象に助成を行っています。こちらは選考委員会における審査がありますが、一人あたり20万円を限度とした助成が受けられます。

上記「JX奨学助成事業」との併用が可能ですので、対象となる児童がおりましたら、本制度の活用もご検討ください。

「募集要綱・申込書」は昨年末に各施設にお送りしていますが、全養協ホームページからもダウンロードしてお取り寄せいただけます。応募締切が平成23年2月28日(月)(当日消印有効)とこちらも間近です。

お知らせ

6. JX奨学助成制度の申請締切間近です！(3月4日必着) ～ 児童の進学に際して10万円を助成します ～

JX奨学助成制度は、「JX童話基金」からの寄付をもとに、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施しており、今回で8年目となります。本奨学助成制度は、昨年度までJOMO奨学助成制度として実施していましたが、本年4月、JOMO(ジャパンエナジー)の持株会社である新日鉱ホールディングスと新日本石油が経営統合し、JXグループとして出発したことにより、名称を変更して新たにスタートします。

本奨学助成制度は、平成23年度より大学・短期大学・専門学校等に進学を予定している「児童養護施設に入所している児童」あるいは「児童養護施設を退所した原則として20歳未満の方」を対象に一人あたり10万円を助成するものです。

「募集要項」は昨年末に各施設にお送りしていますが、全養協ホームページからもダウンロードしてお取り寄せいただけます。申請締切が平成23年3月4日(金)(本会必着)と間近になっています。対象児童のいる場合はぜひご活用ください。

お知らせ

7. 「ゆたかな育ちと自立応援助成事業」申請受付中（3月末締切） ～ 児童の就職に向けた運転免許・資格取得を支援します ～

標記助成事業は児童養護施設等で生活する児童の「ゆたかな育ちと自立」を支援することを目的に、株式会社ジェイ・ストーム（レコード・映画製作会社）からの寄付をもとに本年度より実施するものです。

本助成制度は、現在、児童養護施設、母子生活支援施設で生活する高校3年生（定時制の場合4年生）で、この3月に高等学校を卒業し、就職して社会に自立する予定の児童を対象として、「普通自動車運転免許」や「就職時に有効となる各種資格（例：簿記、パソコン操作技術、TOEIC、英語検定等で、公的機関が認定・認証した資格）」の取得に要した費用の一部（10万円を上限とする）を助成するものです。

申請にあたっては、すでに送付しております実施要綱をご参照のうえ、ぜひとも活用をご検討くださいますようお願いいたします。「募集要綱・申込書」は昨年10月に各施設にお送りしていますが、全養協ホームページからもダウンロードしてお取り寄せいただけます。

「『ゆたかな育ちと自立』応援助成事業」 児童本人の誕生日が2月、3月の方へのご案内

本助成の申請締め切りは3月末日で、申請にあたって「卒業証書の写し」「取得した運転免許証のコピー」を添付いただくこととしています。

なお、児童本人の誕生日が2月～3月で、運転免許の取得が締め切りまでに間に合わない場合、「卒業証書の写し」とあわせて、教習所の入学がわかる書類（入校証明や教習所への費用支払がわかる書類等）のコピーを添付の上、3月末日までに申請ください。

後日（平成23年4月末まで）免許を取得し、運転免許のコピーを事務局に追加で送付いただくことで、助成を受けていただくことができます。

ご不明な点がございましたら全養協事務局までご照会くださいますようお願いいたします。

お知らせ

8. 『育てノート』の活用に向けてシンポジウムを開催 ～ 国立武蔵野学院・第1回 社会的養護における 「育ち」「育て」を考える研究発表会（3月5日）～

標記研究会は、社会的養護関係者・関係団体が一堂に会し、社会的養護のもとで暮らすすべての子どもの「育ち」「育て」について、種別を超えて検討する研究会であり、本会からは太田一平研修部長が委員として参画しています。

このほど、標記研究会で作成した「育てノート」を紹介することを目的に、シンポジウム等による研究発表会の開催について案内がありましたので、ご案内いたします。なお、開催案内は別途各施設に直接お送りしています。

【日 時】 平成23年3月5日（土）13:00～17:30

【会 場】 国立武蔵野学院 講堂（JR武蔵野線「東川口」駅下車徒歩20分）

【参加者】 社会的養護関係者など約200名（申込み先着順）

【参加費】 無料